

武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月武蔵野市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（対象者） 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>市内</u>に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずる者であって規則で定めるものとする。 (1)及び(2) （略） 2 （略） （助成の範囲） 第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行わ	（対象者） 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>武蔵野市</u>（以下「<u>市</u>」という。）の<u>区域内</u>に住 所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずる者であって規則で定めるものとする。 (1)及び(2) （略） 2 （略） （助成の範囲） 第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行わ	字句の改正

れた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療

れた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標

字句の改正

養標準負担額（以下<u>単に「食事療養標準負担額」</u>という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下<u>単に「生活療養標準負担額」</u>という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出にあたっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。	準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出にあたっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。	字句の削除
2 （略）	2 （略）	字句の削除
3 前2項の助成は、他の<u>法令</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。	3 前2項の助成は、他の<u>法令等</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。	字句の改正
（医療費の助成） 第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、<u>医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</u>	（医療費の助成） 第7条 医療費の助成は、<u>医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示することにより</u>	字句の追加 字句の改正

2 (略)	<u>当該助成を受ける資格がある</u> <u>ことの確認を受け、診療、薬</u> <u>剤の支給又は手当を受けた場</u> <u>合に、助成する額を当該病院</u> <u>等に支払うことによって行</u> <u>う。</u> 2 (略)	
-------	--	--

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

個人番号カードによる資格確認の導入に伴うほか、所要の改正をするものである。